

あおり運転で検挙されると運転の仕事は不可能に！

すでに皆さんはよくご存知のことだと思いますが、6月30日から改正道路交通法が施行され、いわゆるあおり運転をしたドライバーは、「妨害運転」違反として厳罰に処せられることとなります。車間距離不保持や急な割り込み違反などをして、危険を生じる恐れのある行為で他の車を妨害する意図があったと判断されたときは、3年以下の懲役または50万円以下の罰金という重罪となります。



=1Fに男女別トイレ・シャワー完備。  
どなたでも使用可能です。=



反則金の適用はなく、違反点数も最低で25点と高くなり、即座に免許取消し処分を受けることとなります。通常の車間距離不保持違反の場合は違反点数が高速道路でも2点ですから実に12.5倍です。25点で免許を取り消された後、欠格期間は前歴なしで2年となります。事故にならずにまた初犯であれば、罰金刑で済むか懲役刑でも執行猶予がつくことはあるかも知れませんが、最低2年間は運転免許を再取得できないのですから非常に厳しい処分です。

さらにあおり運転が死傷事故に結びついた場合は、危険運転致死傷罪の適用により最長20年の懲役実刑を受ける可能性があり、欠格期間も最高10年となります。前車の行動にカッとて車間距離を詰めるような行動は、厳に慎みましょう。

あなたが車で仕事をしているなら、妨害運転違反をすると職を失ってしまう可能性があります

**6月1日から7月31日まで、恒例の「無事故コンテスト」が開催中です。期間無事故で過ごし、全員でGETしましょう！！**

## 体調不良を感じたら運転中止を

昨年横浜市で路線バスが暴走し、道路脇の柱や前方の車に次々と衝突し、乗っていた高校生が死亡したほか、乗客4人が重軽傷を負った事故の判決が横浜地裁でありました。この事故で、バスの運転者は、運転途中に体調不良で前方に注意を払うことが難しかったのに運転をやめず、事故を起こしたとして、過失運転致死傷の罪に問われていました。

判決のなかで裁判長は、「被告には過去に数回、視界がぼやけた直後に意識を失った経験があり、事故直前にぼやけを感じたときに的確にバスを停止すれば事故は回避できた」として、禁錮3年、執行猶予5年を言い渡しました。バスの運転者に限らず、マイカーを運転している時でも、途中で体調がおかしくなることはあると思います。そのとき、無理をして運転することほど危険なことはありません。自動車は自分で動くのではなく、昔から車は「人動車」と言われるくらい、車を操作する人がいかにかうまくコントロールしていくことが出来るかにかかっています。体調不良に見舞われると、その車をコントロールすることができません。

運転途中に少しでも体調に異変を感じたら、すぐに安全な場所に車を止めて運転を中止するようにしてください。